

「住民税非課税世帯等に対する給付金」について

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対して、1世帯当たり3万円の給付を行います。

【世帯全員の令和5年度住民税非課税世帯】

対象世帯 令和5年6月1日において世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税である世帯

※住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除きます。

※令和5年6月2日以降に世帯分離しても別世帯としての対象にはなりません。

- 支給までの流れ
- ①支給案内と確認書を送付(令和5年6月下旬発送予定)
 - ②確認書の返送(本人確認書類及び振込先口座確認書類を添付のうえ)
 - ③受取口座への振込(令和5年7月中旬給付開始予定)

※確認書は8月31日(木)までにご返送ください。

【家計急変世帯】

対象世帯 コロナ禍の影響等を受け、令和5年1月以降の収入が減少し、世帯全員の住民税均等割が非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯

※コロナ禍の影響等を受けて収入が減少したことが分かる書類を添えて申請して下さい。

- 支給までの流れ
- ①申請書の提出(申請期限8月31日(木))
※収入額の確認期間は令和5年1月～8月
※世帯全員の収入が分かる書類を添付
 - ②申請受付・支給要件の確認
※7月10日(月)から市役所1階エレベータ前にて受付開始
 - ③支給決定通知の送付
 - ④申請口座に振り込み(決定通知到着後30日以内に振込予定)

問い合わせは 生活福祉課 (☎22-1592) へ